

2016年10月4日

Japan tax alert

EY税理士法人

新日独租税条約が 批准される

EYグローバル・タックス・アラート・ ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

<http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/International-Tax/Tax-alert-library%23date>

2015年12月17日、日独双方の代表は1966年に発効した現行の租税条約に代わる新租税条約(新条約)及び議定書(議定書)に署名しました(参考: <http://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/japan-tax-alert-3-20151228.html>)。

2016年9月30日付の日本の外務省のプレスリリースによると、新条約の効力発生のために必要な国内手続きが日本とドイツにおいて9月28日に完了しました。

新条約は本年10月28日に発効し、次のものについて適用されます。

▶ 日本

1. 課税年度に基づいて課される租税については、平成29年1月1日以後に開始する各課税年度の租税
2. 課税年度に基づかないで課される租税については、平成29年1月1日以後に課される租税

▶ ドイツ

1. 源泉徴収される租税については、平成29年1月1日以後に支払われる租税の額
2. その他の租税については、平成29年1月1日以後に開始する各期間について課される租税

配当に関する源泉税については、新条約の発行日以前に生じた利益剰余金からなされた配当も第10条の特典を受けることができるものと考えられます。

弊社の2015年12月28日付のニュースレター(<http://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/japan-tax-alert-3-20151228.html>)で詳しくご説明したように、新条約のその他の重要な条項は以下を含みます。

- ▶ 税務上透明な団体・仕組みのコンセプトの導入(第1条)
- ▶ 個人以外の双方居住者について租税条約上の居住性を決定するタイプレール(第4条)
- ▶ 恒久的施設に帰属する所得の決定に関するOECD承認アプローチ(AOA)の導入(第7条)

- ▶ 配当、利子及びロイヤルティに関する源泉税(第10、11、及び12条)
- ▶ 特定の株式譲渡に係る源泉国キャピタルゲイン課税(第13条)
- ▶ 特典を受ける権利のための客観性基準及び主目的基準(第21条)
- ▶ 相互協議手続(MAP)における強制仲裁(第24条)

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

| | | | |
|------------------|-----------|-----------------|---------------------------------|
| ジョナサン・スチュワート・スミス | パートナー | +81 3 3506 2426 | jonathan.stuart-smith@jp.ey.com |
| ハンス・ペーター・ムザール | パートナー | +81 3 3506 2087 | hans-peter.musahl@jp.ey.com |
| ゲラルド・リース | シニアマネージャー | +81 3 3506 2238 | gerald.lies@jp.ey.com |
| ラス・ダーレン | マネージャー | +81 3 3506 4149 | lars.dahlen@jp.ey.com |

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等がございましたら、下記までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2016 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20161004

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp